

議事日程(第2号)

平成26年3月6日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第1号 平成25年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第2 議案第2号 平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第3 議案第3号 平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第4号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第5号 平成25年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第6号 平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第7号 西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について
- 日程第8 議案第8号 西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について
- 日程第9 議案第9号 蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について
- 日程第10 議案第10号 町道路線の認定について
- 日程第11 議案第11号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 体育館使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 高鍋町景観条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 平成26年度高鍋町一般会計予算
- 日程第19 議案第19号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第20 議案第20号 平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第21号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第22号 平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第23 議案第23号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第24 議案第24号 平成26年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第25 議案第25号 平成26年度高鍋町水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第2 議案第2号 平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第3号 平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第4号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第5号 平成25年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第6号 平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第7号 西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について
- 日程第8 議案第8号 西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について
- 日程第9 議案第9号 蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について
- 日程第10 議案第10号 町道路線の認定について
- 日程第11 議案第11号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 体育館使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 高鍋町景観条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 平成26年度高鍋町一般会計予算
- 日程第19 議案第19号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第20 議案第20号 平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第21号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第22号 平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第23 議案第23号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第24 議案第24号 平成26年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第25 議案第25号 平成26年度高鍋町水道事業会計予算

出席議員（15名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 水町 茂君 | 2番 徳久 信義君 |
| 3番 岩崎 信や君 | 5番 緒方 直樹君 |
| 6番 池田 堯君 | 7番 中村 末子君 |
| 8番 黒木 正建君 | 10番 後藤 隆夫君 |

11番 青木 善明君
14番 時任 伸一君
16番 津曲 牧子君
18番 山本 隆俊君
13番 永友 良和君
15番 八代 輝幸君
17番 柏木 忠典君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 間 省二君 事務局補佐 鳥取 和弘君
議事調査係長 山下 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	萱嶋 稔君	教育委員長	黒木 知文君
農業委員会会長	渡瀬 俊弘君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長	森 弘道君	政策推進課長	壺岐 昌敏君
建設管理課長	恵利 弘一君	農業委員会事務局長	長町 信幸君
産業振興課長	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	宮崎守一朗君
町民生活課長	三浦 敏君	健康福祉課長	河野 辰己君
税務課長	原田 博樹君	上下水道課長	芥田 秀則君
教育総務課長	三嶋 俊宏君	社会教育課長	中里 祐二君

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第1号

○議長（山本 隆俊） 日程第1、議案第1号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 何点かありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

蚊口地区学習等供用施設管理委託についての算定根拠は何か、お伺ひしたいと思います。
国の国庫支出金について、国の補正を含め、当初予算から大幅に予算化を図られたようですが、それらについて説明をいただきたいと思ひます。

まず、地域元気交付金がありますが、どのような計画及び概要についてか、答弁をして

いただきたい。また、市町村配分として、行政改革分、地域経済活性化分があると思うが、その細目について計画概要があれば、資料として提示していただきたいと思います。

次に、少子化対策についての概要の説明をお願いしたい。学校施設環境改善交付金があるが、絆づくりを対象としているのか、それともほかの対策として行うのか、お伺いします。

これ以外にも、公共施設整備に関する整備交付金などもあったようですが、予算要求は行われてきたのか。合併浄化槽について、予算配分ができなかったのか、それともこちらの事情で減額ができなかったのか、お伺いします。

高校授業料無償化見直しが国のほうでありましたけれども、新入学者を含む育英会への申し込みなどに変化は出ているのか、お伺いします。

妊婦健診での動向はようになってきているのか。予防接種に関して大幅減となっているが、これは説明もありましたけれども、マスコミで騒がれると何となく接種の方向に動く、また、接種をやめるといような気がしておりますが、案内など不備は生じていないかどうか、お伺いしたいと思います。

尾鈴土地改良事業に関して減額となっておりますが、なぜか。もたついている状況の説明を求めたいと思います。

補正予算となれば、当然事業の進捗などを見込みながら、調整及び最終段階へと入っているとは考えますが、余りにもマイナスとしての調整が多いような気がします。予算というのは、見積もりや予算概要に沿って、計画的な金額を見積もり、提案されるものと考えておりますが、余りにも調整が多過ぎるような気がします。いかがでしょうか。安易な予算編成ではなかったのか。各担当課は十分な議論を経た上で、予算としているのが大変疑問です。

使わないように、鋭意努力した結果ではなく、積算根拠を慎重に行う必要性があったのではないかと考えますが、このマイナスを考えたとき、このお金があれば住民要求の一部でも履行されたのではないかと考えると、非常に残念でなりません。

マイナスされた各分野ごとに、事業積算及びどのような経過があったのか、詳細な答弁を求めます。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（中里 祐二君） 社会教育課長。まず、蚊口地区学習等供用施設管理委託の債務負担行為の算定についてであります。委託予算額として管理人の人件費、それから、管理経費であります77万1,000円に予想される消費税を加えて、委託予定期間であります5年間分で計算したものです。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（吉岐 昌敏君） 政策推進課長。何点かありましたので。

まず、地域の元気臨時交付金につきましては、平成24年度の国の補正予算に伴い、地方が実施した事業に係る地方負担額に、財政力指数等に応じた補正係数に乗じて算定され

たもので、本町では、25年度1億1,815万9,000円の交付がありました。交付金は、国に提出しました事業実施計画書に掲載された、25年度及び26年度に実施する事業にのみ充当可能となっております。

なお、充当事業といたしましては、平成25年、26年度計画しているものですが、町道の改良事業、スポーツセンターテニスコートの人工芝張りかえ工事、東西小学校の屋上防水工事などを計画をしたところです。

また、行政改革分及び地域経済活性化分についてということですが、交付税のことと思われるので、その線に沿ってお答えをしたいと思います。

平成25年度におきまして、国家公務員の給与削減の水準に地方も合わせるよう国が要請すると同時に、地方公務員の給与削減が実施されることを前提として、地方交付税から給与費相当額が削減をされました。

一方、給与費削減額に見合った事業費を、防災減災事業として歳出に計上するとともに、地域の活性化等へ対応するため、普通交付税として「地域の元気づくり推進費」を新設し、これまで行政改革など、人件費削減に取り組んできました努力に見合う分が、地方交付税として配分されたところです。

ただし、交付税につきましては、一般財源扱いとなりますので、特段、計画等があるものではないです。

続きまして、学校施設環境改善交付金以外にも、というようなことですが、学校施設環境改善交付金以外の予算要求につきましては、小丸団地外壁等改修設計委託に充当する社会資本整備総合交付金を計上しております。

それ以外の要求はありません。

それと、マイナスされた各分野の事業積算や、どのような経過があったのかというようなことですが、予算は、1年間の収入がどのくらいあるのか、そして1年間の行政サービスをどのように行うか計画し、その費用を見積もったものになります。

各事業とも、予算に計上する際には、前年度実績から見込まれる数量や、工事費等の積算など、精査を重ねて計上しておりますが、事業数量の確定や、入札などにより、どうしても予算額と実績額との差が生じてしまいます。

今回の補正で、マイナス調整となったものも、事業費の確定あるいは確定見込みに伴い、不用額が生じたため、減額補正をするものになります。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。健康福祉課関連の3点について、お答えいたします。

まず、少子化対策についての概要についてお答えいたします。

我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚、妊娠、出産、子育てと、切れ目のない支援を行うことを目的に創設されました、地域少子化対策強化交付金を活用しまして、講演会の開催と子育てに関する啓発情報誌等の作成を行うものになります。

続きまして、妊婦健診の動向について、お答えをいたします。

当町におきましては、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診券を交付しまして、平成24年度の母子健康手帳交付数は225名でありました。妊婦健康診査は、1人14回分助成券で受けられることとなっております。早期出産や流産をされた方等を除きまして、妊娠経過が順調な妊婦さんにつきましては、ほぼ14回の健診を受診されているところでございます。

続きまして、予防接種事業の減額要因について、お答えをいたします。

今般の減額補正の主な予防接種につきましては、子宮頸がんワクチンと麻しん風しん混合ワクチン接種でございます。

子宮頸がんワクチンにつきましては、ワクチン接種後に副反応が頻発することから、厚生労働省が市町村に対しまして、積極的勧奨を控えるようとの通知があったこと、麻しん風しん等定期予防接種につきましては、全国的な風疹の流行により、ワクチンの供給不足が生じたために、風疹抗体価の低い者を優先的に接種するよう、厚生労働省からの指導もあり、接種者がふえず、減額補正を行ったところでございます。

また、予防接種の周知につきましては、母子健康手帳交付時の説明、あるいは乳幼児健診等での周知のほかに、ホームページでの周知を行うとともに、麻しん風しん混合ワクチンの任意接種につきましては、周知文書の全戸配付を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋 俊宏君） 教育総務課長。2点について、お答えをいたします。

まず、学校施設環境改善交付金についてお答えをします。

学校施設環境改善交付金を活用しまして、学校施設の防災機能強化を目的として、非構造部材の耐震化工事、及び児童・生徒の安全確保のために必要な工事を実施するものでございます。

次に、育英会に関するところでございますが、高校授業料無償化制度につきましては、平成26年4月1日から、公立高等学校に係る授業料の不徴収制度と、私立高等学校等に係る就学支援金制度の2本立てとなっていました制度が、所得制限の導入に伴い一本化されることとなりますが、従前の制度を適用するといった経過措置が設けられていることから、高鍋町育英会への申し込みについては、例年と変化はないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。合併処理浄化槽設置整備費補助金につきましては、国費相当分以上の基数64基の申請がございました。補助要件の3月末日までに完成という施工期間を考慮して、1月末で受け付けを終了したことによる減額でございます。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。尾鈴土地改良事業の減額についてでございますけれども、減額しますのは、県営事業における事業負担金でございます。

平成24年度の国の補正予算におきまして、国費の県への莫大な配分がある中、県は事業費を組み、その事業費とあわせて、町としましても負担金の予算化を行いました。

県においては、その莫大な補正予算の中で、今年度委託業務を完了させ、一部工事に着手する予定でございましたが、工事業者が受注業務を多く抱えていたために、年度内に工事を発注し、完成させるのは困難と判断をされました。そのため、事業費の減額がなされたことにより、あわせて町も事業負担金の減額を行うことになったものでございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 先ほど、説明が順次ありましたけれども、地域の元気創造事業費についてという中の、行政努力の指標についてというところで、人件費関係、職員数削減率、ラスパイレス指数、人件費削減率というふうになっているんですね。

先ほど、一般財源であるために、どれぐらいの地方交付税にそれが反映されてきたのかわからないという答弁ではあったんですけども、私が気になるのは、ここ本当に何年間かで、職員数が大幅に削減されたということは、国にとっては、行政改革を本当に推進してきたんだということは認めていかざるを得ない、私は状況だろうと思うんですが、職員数をどれぐらい削減してきたのか。また、ラスパイレス指数でどれぐらいをやってきたのか。人件費の削減率もあわせてわかるだろうと思いますので、それについてお答え願いたいと思います。

それから、妊婦健診での動向、これはちょっと金額が多くありましたので、金額的に多いかなと思ったら、先ほど説明があって、ほぼ14回全て受診されているということだったんですけども、そこは理解を示したいと思います。

予防接種に関して私が気になっているのは、先ほど答弁でありましたように、ワクチンの量が不足したためにできなかったというところが、ちょっと気になる場所なんですけれども、これについては、どういった、皆さんにお知らせをしてきたのか。住民からの不安材料はなかったのか。その辺のところ、どういうふうに捉えてきたのかというのを再度、そこは答弁をお願いしたいと思います。

それから、尾鈴土地改良事業に関して、これは事業者の問題と。仕事を抱えていてできなかったんだということだと思ってしまうんですけども、事業者が偏っているということになるんでしょうか。それとも、どういった事業者を選定していったために、こういうふうには、工事業者が仕事を抱えているために仕事ができなかったから、できなかったんだというところは、どういうふうに調査を行ってきたのか。そこのところ、せっかく皆さんが県営事業に対して協力をしていこうという状況がある中で、やはり工事業者の都合でということになってくると、非常に私は、そこの辺のところはどうなのかというところが気になるのでございますので、そこは答弁方お願いしたいと思います。

それから、確かに高校授業料の無償化の見直しがあって、例年と変化はないというところ

ろなんですけど、所得制限のところ、どういうふうに捉えておられるのか、所得がそんなにみんなない世帯が多くて、例年どおりというふうにお答えになったんだと思うんですけども、やはり私は、これは高校の授業料の無償化っていうか、そういうところについては、所得制限を設けてほしいというところの要望も、確かにたくさん出てきていたのは知ってますけれども、宮崎県の中で、高鍋町の中で、それに対する問題というのが、どう出てきているのかなという。

だから、育英会が緊急に対応できるような状況が、資金面でもあるのかなというのが非常に気になってきたんです。ここで消費税の増税もありますので、皆さんがやはり育英会を利用したいという方が、ひょっとしたらふえているんじゃないかと思ったんですけど、例年と変化ないだろうというふうに、変化ないというふうに判断してらっしゃるんですけども、その辺のところ、もうちょっと、できれば再度お答え願えればと思うんですが。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。職員数の推移ですけども、いつから見るかということですが、今、平成25年現在で159名ということになっておりますが、ピーク時が平成13年で209人となっております。

ただこれが、先ほどの数値のどこに反映しているかというのはわかりませんが、それ以降、順次推移してきて今現在、その数字になってるということです。

ラスにつきましても、過去の持ってきてないのであれですけど、107ぐらいから、この間減額等もいたしました、それで百ちよい、100に近い数字に今現在、なっていると思います、ラス自体は。

ただ、今確定の数字についてはまだ、今現在まだ来ていないので、また今年の分についてということになると、若干遅れて発表になるかと思ひます。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。麻しん風しんワクチンの接種の件でございますが、風疹の全国的な大流行に伴いまして、昨年の6月に補正で対応していただいたものであります、先ほども申し上げましたとおり、全国的な大流行という形の中で、ワクチンが非常に供給不足になったために、妊娠を望む者、あるいは風疹抗体価の低い人を優先的にするよという通知があったりしました関係で、そういう問い合わせは健康づくりセンターのほうに一時期、全戸配付をした後に、問い合わせが比較的されたというふうには聞いております。

ただ、先ほどから言いましたとおり、妊娠を望む者、あるいは風疹抗体の低い人を中心という形で接種した関係もありまして、それ以降については、比較的落ち着いた対応というふうになっております。

ほかの自治体のほうも参考に聞いてみたところ、やっぱりうちと同じような状況でありまして、接種状況については、ほぼうちと同じような接種率でありました。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。尾鈴土地改良事業の減額についての御質疑の答弁の中身でございますけれども、事業者、いわゆる自宅業者ですけれども、その業務が多く抱えてということで御説明申し上げました。

これにつきましては、県の担当のほうにも、それから、それぞれ事業者にも伺ったんですけれども、何よりも24年度の大きな国の補正予算、それからいろんな事業、農政畑ではなくてほかのところもそうなんですけども、そちらの事業の補正も相当上がっている、プラス、国の当初の復興事業もありますんで、何よりも人と物がなかなか足りないという部分があって、その事業者がしかも、そのやれる部分で目いっぱい抱えている事業というのが多かったようでございます。

一緒に設計業務をやっておりますけれども、これにつきましても、本来は1工区の方でしたが、2工区分まで、詳細までやる。これも県内の、県南部のところの事業者あたりも入っているような状況で、何とかそういう手配をしながらやってきたというような状況でございました。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋 俊宏君） 教育総務課長。育英会の申し込みの変化はというようなことでございますけど、今回の国の制度の、一本化されたと言いましたけど、所得制限の導入というのがありました。これは、所得制限の基準額は年収910万円を予定されております。

それと、今現在、学校に通っている生徒の方に対しては、経過措置を設けて従前どおりというようなことであります。

年収910万円といたしますと、やはり高い、地方によれば高いというようなこともあります。今まで、申し込みをされた方々は、やはり母子家庭とか、収入が不安定とか、そういう方々でありまして、ですからそういう意味で、そういう方に対しては、申し込みをまたあるんじゃないかなと思っておりますが、この制度の改正によって急にふえるとか、そういうのはないのではないかとということで判断しております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 最後に、ちょっとここだけ確認をさせていただきたいと思います。

先ほど答弁をいただきましたけれども、やはり、頑張る地域交付金、元気交付金とか、頑張る交付金というのがあるんですけれども、限度額の設定とか、いろんなのがずっとあって、いろんな高鍋町も実施計画など、ずっと出していると思うんですよね。それらにしたがって、各課がどのような事業を示してきたのか。それが頑張る元気交付金などに地域活性化・効果実感臨時交付金とかいう内容でもあるみたいなんですけれども、どのような、各課から集めて、どのような形で制度化、これも要するに時間が限られている中で

の政策提案だと思しますので、非常に厳しい状況ではなかったかと思うんですけれども、その実施要綱について、わかる範囲でいいんですが、ちょっとお答え願えればと思います。そこだけ、ちょっと皆さんにお示しを願いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（吉岐 昌敏君） 政策推進課長。こういう国の経済対策に伴いまして創設された段階で、いろんな情報が流れてきますので、それをまず、各課全体に振ります。こういう制度が設けられましたので、該当する事業はないかということで、一応各課に全て内容を把握させて、もしそういうのに該当するものがあれば、挙げてほしいということで、財政のほうでは待っております。

また、いわゆる当該年度の予算要求があったものについては、もし該当するものがあれば、我々のほうからもそういうふうなものに適応しようということで、声かけなりはして、なるだけは拾っていきこうということで、計画を挙げてきたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第1号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）に賛成の立場で討論を行いたいと思います。

先ほど、質疑の答弁の中でもあったように、国から今、さまざまな交付金事業が提案をされております。しかし、国はアベノミクスと言いながら、その限られた時間での地方分権の中での、地方職員の提案を非常に短い期間で挙げさせようとしている状況がございます。これに対しても、先ほど答弁があったように、職員が本当に知恵を絞り、住民の要求を実現しようという、その意気込みがこの予算の中には感じられます。

私は、そういう職員を高く評価し、そしてまた、行政改革で町長が涙をのんで人件費を削減してきたこと、人員を削減してきたこと、私は、本来なら正規職員が多いのが望ましいと考えます。しかし、国の行財政改革に従わなければ、交付税は減らしていく、そういった国のやり方が、私はどうにも許せません。

しかし、それにやはり町長が英断を下しながら、涙をのみながらでも、やはり効果を発揮されたことについて、私は本当に感謝を申し上げたいと思います。

住民の要求が、1つでも2つでも前に進む、そのような予算編成に対して、賛成をするものでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第1号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第1号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第2号

○議長（山本 隆俊） 日程第2、議案第2号平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今回の段階で、繰越金はおおよそどのぐらいと判断されているのか。基金積立が多くなっておりますが、当初を繰り入れた分から考えて、一時繰り入れの気分なんですけれども、どのような考えでの判断でしょうか。

基金積立合計額について、答弁を求めたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。

まず、繰越金についてでございますが、現段階では約8,000万円を見込んでおるところでございます。

次に、基金積立についてでございますが、平成25年度当初予算編成につきましては、保険税率を据え置くこと的前提で行いまして、そのための基金からの繰入金を計上いたしておりました。今回、繰越金を財源とする医療費等の増額補正がなかったために、結果として繰入金と同額の積立となったものでございます。

基金につきましては、今回の補正により基金積立合計額が、4億427万8,451円となったところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第2号平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に反対の立場で討論を行います。

国民健康保険税は、低所得者ほど、その費用負担割合が多くなっています。払えず、やむを得ず短期保険証で医者通いをしなければならないという方から、一度つまずくとなか

なか元に戻れない。どうにかして乗り切りたいと考えているのだが、どうしていいのかわからないとの意見が寄せられました。負のスパイラルと言われる泥沼に陥りそうになる税負担を、少しでも軽減する方向性は持てないのでしょうか。

確かに、基金積立を行い、また取り崩すという手法もあるでしょうが、当初から繰越金をしっかりと減税対策で活用できる方向性が、私は望ましいと考え、今回、基金への積立については反対です。

○議長（山本 隆俊） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから議案第2号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第2号平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第3号

○議長（山本 隆俊） 日程第3、議案第3号平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第3号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第3号平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第4号

○議長（山本 隆俊） 日程第4、議案第4号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 地方債補正について、現段階での借入利率はどのくらいか、お伺いします。

また、利息に対して国からの助成はないのか、あるのか、ないのか、お伺いしたいと思います。

消費税増税に伴うシステム改修などはどうするのか、2段階での、これは10%になるということを前提に申し上げております。2段階での作業となると考えますが、これについての対応策はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。地方債の借入利率につきましては、平成19年度に、5%以上の高利率について借りかえを行っております。現在の利率は、0.9%から4.95%となっており、最近の借入利率は1.3%から2%でございます。また、利息に対する国からの助成はないのかという御質疑ですが、ございません。

次に、消費税増税に伴うシステム改修につきましては、保守点検の範囲内で対応できるため、改修費用は発生いたしません。また、経過措置及び消費税10%に対する2段階作業についても対応できるものと考えております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから議案第4号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第4号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第5号

○議長（山本 隆俊） 日程第5、議案第5号平成25年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） システム改修費について、今回の改修はどのような内容か、また

基金積立合計額は幾らになってるか、お伺いします。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。

介護保険システムの改修につきましては、消費税率の引き上げに伴いまして、平成26年4月から介護報酬改定と区分支給限度基準額の見直しが行われますことから、事業所番号とサービスコードの英数化管理機能の追加、区分支給限度額の変更対応、上限管理適用期間を変更できる機能の追加、受給者訂正連絡票の電子化を行うものでございます。

介護給付費準備基金につきましては、今回、預金利子を積み立てることによりまして、平成25年度末には2億265万3,000円となるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから議案第5号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第5号平成25年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第6号

○議長（山本 隆俊） 日程第6、議案第6号平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。説明においては、使用料が150万円増加したということでありましたが、使用料の徴収にはメーター徴収と地積割の徴収があると思いますが、地積割の徴収に関して、場所ですね、1市3町ですかね、場所的には、地積割賦課がされる場所は何箇所ぐらいあるんですか。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午前10時40分休憩

.....

午前10時43分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。地区数でいきますと、16箇所になります。戸別は13箇所ほどいらっしゃいます。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 地積割賦課の段階では、転用等も年度において変わると思うんです。転用において、面積自体、変わるとは思いますが、この地積割の賦課の調査、各年度、調査をされておるんですか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。25年度に関しましての当初、これが初めてでございましたから、その分については、団体につきましては、昨年のももの面積等をそのまま使わしていただいておりますが、その後、全ての地積等について調べさしていただいております。戸別についても同様でございます。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 団体等の賦課に対しては、24年度実績に基づいて賦課したということですね。これは、どこかという、私の考えでは畑田区画整理事業内の賦課だと思うんです。

それで、1回目の質問でも言いましたように、この区域は、非常に転用が多いはずなんです。当然ですよ、区画整理事業やった区域ですから。それで、ほかの地区に対してはわかりませんが、ここの区域に対しては、各年度、詳細に調査をしなければ、賦課を怠ることになる可能性もあるんじゃないですか。そこ辺、畑田区画整理事業内の地積による賦課に対しては、各年度、徴収義務があるわけだから、徴収権利もあるし、明確にすべきではなからうかと思うんですが、いかがですか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。確かに、25年度当初に関しましては、従前の一ツ瀬のほうの面積等を参考にさしていただいております。当然、その時点でも、従来の調査等もやっておりましたから、それ以降にいろんな転用等があったものについては、今年度、調査さしていただいて、改めて明確な数字で賦課をさしていただくということでございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。基金の残高及びその利用について、定期的な話し合いをしてきたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。現在の基金残高が約1,000万円余りでございます。それから今回の補正予算が採択されますと、約1,500万円弱程度にな

ります。

また、その利用につきましてですけれども、定期的に開催しております幹事担当者会、ここで基金の額を報告するとともに、今後予想されます国営施設や県営施設の大規模改修時には、応分の負担をするために、基金を利用する必要が出てくるよという旨の話し合い等、随時行ってきております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私が気になるのは、大規模改修が一体どれぐらいの規模で行われ、どれぐらいの費用がかかるのか、当然、この金額では不足するだろうと思うんです。

そういうことを考えたときに、じゃあ、負担の割合というのが、じゃあ、どうなってくるのかということが、非常に気になる場所なんです。だから、これからどんどん管渠も管も古くなってきてるはずですし、どんどん修繕も起こってくるだろうと思うんです。その分の負担が、少しずつ提案はされておりますけれども、この賦課分について、雑用水の管理に関しての負担割合というのが、幾らか今まで出てきておりますけれども、これが大規模な改修となると、一体どれぐらいになるのかという予想をある程度しておかないと、私は、非常に、後々、雑用水を供給できなくなるという状況が生まれてくるかもしれないということを懸念してるわけです。

せっかく、雑用水については大変苦労されて、水の権利とか、そういうことも含めて、目的外使用から、やっぱ本来のあるべき姿っていうのをしっかりと構築されてきた部分があるわけですから、だから、そこところが、またつまずいてしまうと、私は、非常に残念な結果になりかねないなっていうのが、ひとつあるものですから、その辺をどういう見通しを立てておられるのか、各幹事会でそのところがどのように話し合いを行われてきているのか、私は教えていただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。おっしゃるとおり、本来ならば、雑も本来の自前の管を配管して、水利権獲得して、その上で運営するのが本来なんだろうけども、そうした場合、本当に十数億という金額以上はかかると思うんです。

今は、一ツ瀬のほうの管を借りた形で運用してるということでございますんで、それについて、もし大規模ないろんな事故等が起こると、改修しなきゃいけないような状況になったときは、当然、一ツ瀬のほうもそうなんですけれども、私ども、その雑のほうについても、その応分の費用負担がかかってくると、そのために基金を使用しようということには話はしてるんですけども、実質、どの程度の大規模なというのが、まだ予測もしておりません。

ただ、一ツ瀬のほうの事業としては、計画というのをいろいろございますから、その中でどのくらい、じゃあ、雑のほうとして必要なのかというのを、今から、今後、検討することになるんだろうというふうに思います。大規模、小規模、中規模、いろいろございませけれども、その負担、その管の補修についての部分についても、じゃあ、この基金のほ

うから支出することになるのかどうかということについても、検討材料になると思います。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第6号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第6号平成25年度高鍋町一ツ瀬雑用水管理事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第9号

日程第10. 議案第10号

日程第11. 議案第11号

日程第12. 議案第12号

日程第13. 議案第13号

日程第14. 議案第14号

日程第15. 議案第15号

日程第16. 議案第16号

日程第17. 議案第17号

日程第18. 議案第18号

日程第19. 議案第19号

日程第20. 議案第20号

日程第21. 議案第21号

日程第22. 議案第22号

日程第23. 議案第23号

日程第24. 議案第24号

日程第25. 議案第25号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第7、議案第7号西都児湯いじめ問題対策専門家委員会

の共同設置についてから、日程第25、議案第25号平成26年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上19件を一括議題とし、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第7号西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について、質疑を行います。質疑はありませんか。13番、永友良和議員。

○13番（永友 良和君） 13番。このいじめ問題対策の専門委員会が、設置されて立ち上がるということです。

私も以前、いじめに対して質問したんですけど、大変うれしく思っておりますが、この中で1点、ちょっと質問があるんですが、この対策に当たる専門家5人以内、そして、各関係市町村の教育委員会が協議に定めた共通の候補者5人以内について、西都市教育委員会が選任するというふうにあるんですが、この5人、候補者は、どういう方の中から選任されて選ばれていくのかということをもしわかればお教えてください。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋 俊宏君） 教育総務課長。専門家委員会の委員でございますが、今、言われましたように、共同設置する市町村教育委員会の協議により、西都市教育委員会が選任することになっておりますが、専門的知識及び経験を有する弁護士や臨床心理士、警察官経験者、教職員経験者等の5名を、その協議の場所に高鍋町としては持っていこうと思っております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 専門家とはどのような人材かというようなことで、永友議員との質疑と関連しますけれども、いわゆる、今、答弁がありましたけれども、どのような形で選任していくのか、提案をしていくのは、じゃあ、西都市だけが選任していくのか、代表で選任、そうじゃないと思うんです。どのような形で選任をしていくのか、その流れを、答弁をいただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋 俊宏君） 教育総務課長。委員の選任方法については、規約の第4条にあるわけなんですけど、「関係市町村の教育委員会が、協議により」ということであります。

それで、こういう選任に当たっては、関係市町村の教育委員会が一堂に会して協議を行っていくものと考えます。その中で、今言いましたように、弁護士や臨床心理士等の方がいいんじゃないかというようなことで、その協議の中に入っていきたいと思っております。そして、その同じ候補者が決まりましたら、それで、西都市教育委員会が選任するということになります。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 共同設置されるのはいいんですけども、問題はどのように流れが行ってるのかというところが気になる場所なんです。例えば、親から上がってきたことが、これは第8号と関連しますんで、また第8号のときに、8号議案のときにも質疑を

行いますけれども、第7号で、いわゆる流れ、どこからどういうふうないじめ、学校からとか、親、保護者からとか、周りからとか、例えば、社会的に言えば、いろんなところから、これはいじめじゃないかというところが、学校の中だけではなくて、いろんなところから上がってくると思うんです。例えば、地域の公園で遊んでいるときに、何か、1人の子供を集中的にいじめてるとかいうことが出てきた場合も、これひょっとしたらいじめじゃないかということが出てくるだろうと思うんです。

だから、不安を言えば、いっぱいあるわけです。だから、どんな小さな事例もそこで取り上げていくのかということが、非常に、私、気になる場所なんです。例えば、前に声かけ事案について調査を行ったら、こういう1日何件とか、そういうことだけの、数だけを重視していくような状況っていうのが、私、非常にありましたので、そのときの例から考えて、やはりこのいじめ問題、いじめの対策、どういうところがいじめなのかとか、そういうところが、やっぱりないといろんな細かいのも上がってくると思うんです。それは、どこから上がってきたのも、どういうふうな流れで処理していくのか。

それともう1つは、例えば専門家と言いますけれども、弁護士であっても、刑事事件に強い弁護士さんもいらっしゃいます。民事事件に強い弁護士さんもいらっしゃいます。専門的に、やはり学校関係とか、そういういじめの問題、そういう問題に取り組んでこられてる、そういった弁護士さんもいらっしゃいます。警察官も同事です。やはり学校関係者にしても、一応、生徒と向き合うことなく、ずっと偉くなられた方もおられると思います。ただ書面上で、こう見て、ずっとそういうところで過ごしてこられた学校関係者もおられると思います。だから、非常に、専門家人員の策定については非常に、私は、ここは慎重を期していただきたいと思うんです。

これは多分、議案の第7号と第8号というのは、大津市の事件を踏まえて、あのようなことが二度とあってはならないというようなことで、恐らく設置された国の背景、この法が制定された背景には、そこがあると思うんです。それから考えたときに、本当にどのようにすればいいのかということが、私たちの中に、みんなに周知徹底が、住民の中にも含めて周知徹底がなされないと、毎日、これもいじめじゃないかと、これもいじめじゃないかという案が来たときに、事例が来たときに、本当に対応できる状況が、この委員会があるのかどうか、非常に心配になるわけです。

そのところをどのようにお考えになって、どのようにしていこうと考えておられるのか、ただ委員会をつくるだけの条例だから、そこはわかりませんということではなく、やはりその辺まで、事前にしっかりと話し合いを進めていながら、やはり、私、提案をしていただければ、やっぱり不安なんです。これから問題事例がたくさん出てくると、非常に心配になりますので、どのような流れでやっていくのかというところを答弁をいただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋 俊宏君） 教育総務課長。この専門家委員会の業務としては、ここ

に3つのことが掲げているところであり、その中で規約の第1条第2号の業務につきましては、法律の第23条なんですけど、「教職員や児童等の相談に応じる者、保護者等は、児童等から相談を受け、いじめの事実があると思われたときは、学校へ通報するものとする」となっています。

通報を受けました学校は、いじめの事実を確認、いじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を教育委員会に報告することになっております。報告を受けた教育委員会は、法第24条の規定により、ここで業務に規定してあるわけなんですけど、必要に応じ、その学校に対し必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講じることを指示し、または必要な調査を行うことになっております。この調査の場合に、この専門家委員会に諮りまして、助言をいただくというふうな流れになっています。

もう1つ、28条に関係する部分、規約の第1条第3号なんですけど、この業務につきましては、「教育委員会は、学校からの報告を受け、児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じたと認めるとき、またはいじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」、これを重大事態と言っているわけなんですけど、このようなことが発生した場合は、組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により、いじめに係る事実関係を明確にするための調査を行うこととなります。この組織というのが、この専門家委員会を活用するというふうな流れになっております。

以上のような流れで、この専門家委員会は業務を行うわけなんですけど、町としても、この法律によりますと、方針を定めなくちゃなりません。方針につきましては、3月、今月に制定したわけなんですけど、その中でいろんな具体的施策等、このような組織を設けるとか、そういう政策を設けております。いじめが、まずはなくなるように、あった場合の対処の仕方等も、あわせて定めているところでございます。

それと専門家委員、専門的な委員はどのような人かというようなことなんですけど、弁護士等になりますと、県の、やはり私が考えるに、県の弁護士会等に相談しまして、適当な人はいないだろうかというようなことを、打診する必要があるんじゃないかなと思っております。臨床心理士につきましても、いろいろな関係団体、県とも相談しながら選任していかなくてはならないんだろうと思っております。そのほかの地区についても、このような専門家委員会設けますので、なかなか重複等があるかもしれませんが、できるだけその調整をしながら進めていかないといけないだろう、というふうなことを思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今、説明があったところで、1つだけ確認をさせていただきたいと思っております。

長期欠席者とは、大体どれぐらいを指して言うのか、また、その欠席の理由なんかも、

恐らく把握されてるんじゃないかなと、長期、高鍋にもいろんな補助できる、支援をできるような体制というのが整っておりますので、大体どれぐらいを休んで、それがいじめで来てないという状況判断というのをどこですのかなあと、大体どれぐらいの期間が目安となっているのかなというふうに思っているんですが、そこだけちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋 俊宏君） 教育総務課長。国も、判断によりますと、おおむね30日、1カ月を休んだ者を、このときの判断の目安としております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。（発言する者あり）

2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 2番。このいじめの問題で、大きくなっていろいろ報道されます。報道されて最終的に残るのが、高鍋町はそうではないと思いますけど、報道によると、教育関係者の隠蔽の体質というところはいつも言葉に出てくるんです。そういったことが、この専門委員会設けたときに、そういった体質をどう、この委員会の中で除去されようとするのか、そこをちょっとお伺いしたいと思うんですけど。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋 俊宏君） 教育総務課長。これは、町において、いじめ防止基本方針を設け、その中でも、そのようなことがないようにするというふうなことをうたっております。

それと学校においても、いじめ防止基本方針を定めます。その中においても、そのようなことをないように、組織的に対応するというようなことで定めております。そういうことから、いじめ防止に対する隠蔽体質というようなことはなくすように、それ、絶対なくさなきゃならないというようなことを、この方針の中でうたっているところであります。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 何で隠蔽体質が出てくるのかといった場合に、非常に、自分の都合の悪いことは隠したいという、裏に気持ちがあると思うんです。そこあたりの各担当者の気持ちが、どう自分と向き合って闘っているのかなというのが、非常に、私、出てくると思うんです。だから、そういった都合の悪いことはふたをするという体質、これを自分で変えない限りは、このいじめの問題、いろんなシステムをつくっても、なかなかうまくいかないと思うんです。

だから、そこあたりの、これに携わる人たちの思いがどこに位置するのかなというのが、非常に大事になってくると思います。だから、そこあたりはどういうふうに考えられるのかなと、こここのところを見てみないと、いろんなこの制度、システムはできますけども、解決に向けていかない。時が経つにつれて、何か、いつとはなしにという繰り返しが見ら

れてくるんじゃないかなと、私は思うんです。

そういった意味で、この担当される方がそういったものをなくすという、この思い、ここあたりをどう植えつけようとされているのか、お伺いします。（発言する者あり）

○議長（山本 隆俊） 休憩します。

ちょっと外れちよるごとあると。共同設置についての議案だから、どう思うかと言われてもということのようです。

午前11時05分休憩

.....

午前11時07分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 教育長。お答えいたします。

心配しておられる隠蔽体質のことですけれども、一つは、この調査委員会、あるいは専門家委員会は、外部の委員でありますので、こういう方たちに調査してもらうということは、そういったことを防ぐという意味がございます。

また、学校といたしましては、現在、学校運営協議会というのを立ち上げておまして、できるだけ学校を外に開くという考え方を持ちましようということに取り組んでおりますので、そういった、学校が特別の空間だとか、特別の場だという考えをやめて、地域の中の学校だということで、地域の人意見も聞きましょうということに取り組んでいく中で、そういったところの隠蔽体質を排除していければというふうに考えております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩したいと思います。11時20分から再開したいと思います。

午前11時10分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

次に、議案第8号西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） これ、7号と関連する案件ですが、町長部局において専門家とはどのような人材を指していくのか。また、そこでの判断について、議案第7号では問題視されなかった案件についてはどう判断するのかと、7号、8号において、負担金額についての詳細は決定しているのか。また、問題が示されたときにおいて新たな金額が発生する、決定するのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

専門家委員会において問題視されなかった案件につきましてはということでございますが、万が一、そのような案件が届いた場合は、現在でも行っておりますように、随時、教育委員会や学校、関係機関、関係団体等に対し再調査を求めるなど意見、指導を行ってまいりたいと考えております。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。西都児湯いじめ問題調査委員会の委員の構成についてでございますけども、この本委員会は実際に調査を行う機動的な機関となることから、また、その調査内容につきましては専門性も求められるということになりますので、例えば、臨床心理士や教職員の経験者、あるいは警察官の経験者等の登用について求めてまいりたいと考えております。

次に、負担金の詳細についてでございますけども、今回上げております平成26年度におきましては、各市町村8,000円の計7市町村でございますので、5万6,000円の負担金の納入があるということでございます。また、歳出につきましては、委員の報酬と委員への費用弁償及び事務費というふうに予定されております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私が、恐らく専門家とはどのような人材を指すのかというところでは、同じような答えが返ってくるんじゃないかというふうに思っていたんですね。だから、例えば、先ほど7号の議案のときも答弁されましたけれども、例えば、弁護士であれば弁護士会とか、臨床心理士であれば臨床心理士会とかそういう医療機関に対して、やはり警察であればどこかの警察の団体とか、そして、学校関係者であればそういった系列のところをお願いをするだろうと、されるんじゃないかなというふうに思うんですけども、なぜ7号と8号とあるのかというところを考えたときに、やはり臨床心理士についても警察関係者、学校関係者についても非常に行動ができる、そういったものがいわゆる各市町村の、いわゆる教育委員会の内容を、即もう資料として提出、そしてそれを読みこなして行って、第7号でちゃんとやったものの読みこなしをしていくとかいう、これもうほんとに、文章を読むということなんかも含めて、日程的についても、非常に、聞き取りを含めて行動的な部分というのが要求されるんじゃないかというふうに思うんですね。だから、町長も再調査を求めるということをおっしゃいましたけれども、大津市の場合を言うと、もう、いわゆる町長サイドがその判断をされたわけですね。町長サイドがあのかきは判断をされたわけですね。だから、再度調査を求めるというのであれば、差し戻しという形っていうふうにしたらいいんでしょうか。それとも、それと全然別、違う形で調査っていうのはもう明らかに7号、教育、そういう7号でつくった西都児湯いじめ対策専門家委員会とはもう全然別個の形で調査をして、自分たちが独自でやるのかというところの内容を、もうちょっと詳しく説明していただけたらと思いますが、再調査と言われたものですから、再調査を求めると言われたものですから、また差し戻しという形になるのか、そこ辺がちょっとわからなかったものですから、そこだけお答え願いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 副町長。ちょっと、大変失礼ですが、質問の意味がちょっとわからないんですよ。というのが、先ほど町長がお答えした分については、質問がこれに係らなかった場合って質問されて、今度はいじめ問題対策委員会の共同設置と専門家対策委員会の共同設置ということで提案は今してるんですね、執行部としては。いじめ問題調査専門家委員会は教育委員会サイドでつくる。で、そこで審議をして、そこで意見がまとまったものを、この、今8号ですけど7、8と関連しますので、西都児湯いじめ問題調査委員会のほうにというか、町長のほうに報告が上がります。それを町長がそれでよしとするか、問題があるよとまだこれは、ということになった場合はこの8号の委員会が開かれるということになります。で、最初の質問は、そういうことに該当しないか、そういうことにも係らない問題はどうかという質問じゃなかったんですか。

○7番（中村 末子君） はい。

○副町長（川野 文明君） でしょ。であれば、それはこの委員会とは別に、現在でもそういう業務をやっておりますので、町長が、町長にそういう意見等が出てきた場合は、教育委員会なり関係機関に対して調査をするように今でもやってるし、今後もそのことはやっていくというのが答えでございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 結局、私が質疑した理由は、町長が答弁をされて再調査を求めるといふふうにおっしゃったから、要するに、議案第7号では問題視されなかった案件についてはどう判断するのかという質疑に対して、再調査を求めると答弁されたんですよ、町長が答弁されたんですよ。ということは、問題視されなかったから差し戻してするのか、それとも第8号でできた専門家委員会の共同設置の中で調査を進めていくのか、それが聞きたかったわけですよ。

だから、基本的には7号から上がってきたものを8号ですか、これで、町長部局でしていくわけでしょ、普通は。流れとしては、第7号で上がってきたものを第8号で、やっぱり専門家の皆さんがこれはやっぱいかんというところで、第8号でこの、じゃあ町長部局でこれはやってくださいよという感じで上がってきた場合に、共同設置されたその委員会でこれが議論されていくわけでしょ、案件が。

ところが、7号では、要するに、7号で上げたけれどもこっちは8号に上がってこなかったという事例があるのかどうかということも含めて全部、要するに、向こうに上がってきたものは全て上がってくるのかどうかということも含めて、上がってこなかったもの、だから問題視、これ違うよと全然、こっちで判断された7号でこれは8号に、要するに、町長部局に上げなくてもいいよという判断をされたものについて再調査を求めるといふ答弁だったから、もう一回差し戻すのかなというふうになんかちょっと気になったから、そこ確認しただけです。意味がまだそれでもわかりません。

だから、私は、7号でこれは上に、要するに、町長部局に上げなくていいよという判断

をされた。ところが、保護者でも何でもいいけど、要するに、上げたんだけど、7号で上げたんだけど全然問題にされなかったと、どんななっちゃっちゃろかと町長にきたときにどうなるのかということが、ちょっと、もうちょっと細かくなり過ぎた、今度は。(笑声) わかりました、大体。私の質疑の意図するところはそこです。

だから、7号で、要するに、教育委員会部局に保護者なり教育関係者ということはないと思うけど、保護者なりが、これはちょっといじめじゃないかというところで上げましたと、ところが、んにゃ、いじめとは全然関係ないごとあるよという判断が、この専門家委員会を含めて調査をしたけれどもどうもそうじゃないごとあるというふうな感じで、要するに、じゃあ、上に上げる必要はないと思うというような感じで判断をされたものについて、第7号議案では問題視、調査されたけれども上に上げる必要はないと判断されたものについて、例えばそれが、いや、もう上がってきたじゃろかといって聞いたら、んにゃ、そんなのが上がってきちょらんよと町長部局の人が言ったとしますよね。そうすると、おかし いっちゃないかという話がやっぱ町長部局で聞けば、それは、だから、再調査を求めて再調査をするのか、それともどういう判断だったのかという判断を聞くだけなのか、再調査をさせるのか、再調査を求めるといったことだったから具体的には、いや、もうこっちはそういう判断してますよと、もう専門家委員会が入っちゃうわけだから、専門家が入ってしちゃうわけだからどうなるのかなというのを、だから、差し戻しになったらいかんから、また大津市のようになったらいかんから、私もこれは聞いたわけですよ。そこで、だから町長部局だけで判断して、じゃあこれで判断してやろうというところになるのかどうかっていうところを聞いたわけですよ。OK、大体わかりました。

○議長(山本 隆俊) 総務課長。

○総務課長(森 弘道君) 総務課長。ちょっと話が、多分、こういうことだろうと思うんですけど、第7号で専門家委員会に係るということは、もともとが重大な案件なので当然報告があるということです。ですから、議員が質問された問題視されなかった案件というのは、もともとこの委員会に上がってない案件なので、当然今までと一緒に、そういうことが耳に入ったが教育委員会どうなってるんだというようなことで委員会に確認するし、答えがそういうことで問題視しちょらんとですよというようなことであれば、それじゃいかんから再調査しなさいと教育委員会等に言いますよという意味です。

○議長(山本 隆俊) ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本 隆俊) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号町道路線の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本 隆俊) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号高鍋町税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 特別徴収及び株式譲渡に関する税減免に関して、対象者の方が何名ぐらいおられるのか、お伺いします。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 税務課長。公的年金の所得に係る個人の町民税の特別徴収による納税義務者数は、現在946人おられます。今回の税条例の改正に伴う対象者となります。

また、株式譲渡に関する税減免に関しての対象者についての御質問ですけれども、平成24年中の株式の譲渡所得の申告をされた方については20名程度おられますけれども、今回の条例改正の対象となるかについての判断はわかりかねるところです。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号体育館使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 現在まで、町体育館、勤労者体育館、総合体育館いわゆる総合体育センターの利用状況はどうだったのか、お伺いします。

今回の制定により体育館の使用料が変更になりますけれども、3月に6月までの貸し出し分については附則第2条で施行期日前貸し出しについては従前とありますけれども、施行された後にこの制定を知り、総合体育センター、体育館になると思いますけれども、利用料が高いままで予約することになると考えるんですけれども、これについて、総合体育館のみでも施行日からの料金とするお考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

また、現在、小中学校の生徒利用については無料となっているため、住民から予約が入っているもののあいている場合があると。無料だから予約を入れても無責任にキャンセルするのではないかと、後始末とか、器具の管理などの取り扱いについても不備があると

の指摘がなされております。小中学校生徒への貸し出しについては自校の体育館利用がダブっているときなどの確認が必要であることと、無料化ではなく別途料金設定が必要なのではとされているが、これについてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（中里 祐二君） 社会教育課長。まず、町体育館、勤労者体育館、それから総合体育館の利用状況はどうだったのかということですが、まだ25年度が出ておりませんので、平成24年度の実績で申し上げます。

町体育館利用者が延べ2万2,250人、それから、勤労者体育センターが延べ3万2,774人、総合体育館が10万8,241人となっております。ここで、5年間の推移で申し上げますと、町体育館のほうが年々利用者が減少しております。5年前と比べますと約1万人の減、勤労者体育センターでは平均して3万3,000人の利用が継続されております。総合体育館では、平均して約10万人の利用が続いているところです。

それから2つ目のところですが、4月以降の新料金になりますと、競技によりまして上がる競技、それから下がる競技がございます。例えば、バドミントンコートの例で申しますと、総合体育館のバドミントンコートの使用料は4月から減額というふうになります。3月に行う利用者打ち合わせ会、これ、3カ月ごとにやっておりますが、そのときにこの料金の改正についてはお伝えをいたしまして、4月に申請をしていただいた団体は新料金で納入していただくということになります。当然ながら、3月中、今月中に申請をされて許可された団体につきましては受け付けをしていくということになるかと思っておりますので、総合体育館のみでもということにはならない状況です。

それから3つ目ですけども、子供の関係の無料化、無料としてるところですけども、教育委員会としましては将来の町を担う子供たちの体力増進、それから、人間形成の教育の場として、学校や少年団が利用を希望する際は今後とも無料で行いたいと考えております。御指摘にございます安易なキャンセル、無料だからキャンセルをするとかいうことについてはこちらのほうでは把握はしておりませんが、一部、器具の取り扱い等についての問題点はあるようです。ただ、これは子供だけではなくて大人の方もこういう問題が多少あるようです。こういったことにつきましては、今後とも利用者打ち合わせ会のときなどにルールをきちんと守っていただくように指導していきたいと考えております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私がちょっと気になったのは、今回、町体育館、勤労者体育館について、利用料が今までとするとちょっと上がるということになるわけですよね、一つずつ見たときにですね。全体的に見たときにはそうでもないかもしれませんが、一つずつ、バドミントンコートで見たときには上がってくるという状況があると思うんです。各団体の方からどれぐらい上がるんだろうかということも含めて、6月までは大丈夫だからいいんですけど、6月以降について予算を立てないといけないということで、ちょっと聞きに来られた方が何人かおられましたので、私、この利用料金については、一応これぐらいに

なりますよということはお知らせはしております。

当然、打ち合わせ会するときにもそのお話しはしていただくものというふうに思っておりますけれども、町体育館の利用が減になってきた理由というのは、確かに町体育館の施設そのものがあんまり形状がよくなって、非常に皆さんが利用しにくいというところがありましたので、今回の大規模改修において、利用しやすい、そして、皆さん車の乗られない方とか、自転車で行かれる方、歩いて行かれる方について、今回から利用が恐らく多くなってくるんじゃないかなというふうな予測はしておりますけれども、やはり、私が料金体系を申し上げたんですけれども、皆さんちょっと町体育館については理解できるけれども、勤労者体育館については何にもいじってないのに、できれば従前どおりしていただきたいという話があったんですけど、それはどのような話し合いが行われてきたのか、そのところだけ、ちょっと経過について答弁をいただきたいと思います。

それから、先ほど答弁がありましたけれども、無料だからということで、やはり一般の方からのお問い合わせが何件かあってるんですね。きょうはどこも小学校が入ってるんですけども、自校の体育館はあいてるんだよと、それなのに、自校の体育館を使わずに勤体を使って、予約しているにもかかわらず誰も来てないとよって、だから、ほんとはここを使わせてくれればよかったのとかいう話が今までもずっと何回か来ていて、そして、じゃあ具体的に挙げてくださいという話をしたら、もう文章でちゃんと挙げてくださって、やっぱりこういうところに問題があるんじゃないかということがありましたので、それをできれば調査をするかしないかということだけでも答弁をいただけたらというふうに思います。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（中里 祐二君） 社会教育課長。最初の御質問のほうです。

今回の町体育館の改修に当たりまして、昨年からは内部のほうでも協議をさせていただいております。現在、町体育館と勤労者体育館につきましては同じ使用料でやっております。総合体育館がまた独自の使用料で貸し出しを行っているところなんですが、今回の町体育館の改修によりまして、当然、町体育館については設備面が充実していくということから町体育館独自の使用料にすることがいいのか、また、それとも各体育館の使用料にも隔たりがありますので、今回を契機として使用料の統一化、平準化をしていきたいということで、結論としては、町内どこの体育館においても、同一の競技を行うのであれば同一の料金で利用していただくことが最もよいのではないかとこのように判断をした結果、今回のような改正の案を出させていただいたところです。

それから、先ほどの小学生のことですけれども、自校の体育館があいてると、それでもなおかつ、例えば、総合体育館等の使用を予約されて使っていないということをおっしゃられたようなんですけど、そういったケースが実際にあるのかどうか詳細にはちょっと確認はできておりませんが、担当者、それから管理人のほうの話でも、簡単な、安易なキャンセルといえますか、そういった報告は入っておりません。もし、ただ、そういったことが

起こっているようであれば、また、私どものほうにお知らせをいただければ、その団体にきちんと指導していきたいというふうに考えます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 消費税の係るいずれの条項部分において、収入の伸びはどれぐらいあるのか、担当する課ごとにお答え願えればと思います。

○議長（山本 隆俊） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 町民生活課長。まず、し尿くみ取り手数料の消費税増税に伴う収入の伸びについてでございますけれども、一般家庭分が月30円程度、世帯数を1,800世帯と見積もっておりますので、年間66万3,000円程度、臨時くみ取り分が年間3万円程度の伸びとなり、合計で年間69万3,000円程度の伸びになると考えております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。産業振興課分についてお答えいたします。特別会計のつ瀬川雑用水管理事業におきまして、概算40万円程度を見込んでおります。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。建設管理課関係につきましては、第3条の高鍋町法定外公共用財産管理条例の一部改正及び第5条の道路占用料徴収条例の一部改正であります。法定外公共用財産の使用及び道路占用については、使用、占用の期間が1カ月に満たない場合のみ消費税及び地方消費税が課税されます。本町におきましては、1カ月未満の使用及び占用につきましては、申請自体が少ないため税率改定に伴う使用料及び占用料の増はほとんどないものと考えております。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。上下水道課関係分でございますけれども、経過措置や大口契約者の使用料等を考えますと、水道で約960万円、下水道で約170万円を見込んでおります。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号高鍋町景観条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 歴史の古い外国などでは、外壁の色さえも決められております。歴史にそぐわない色は使えないし、当然、塗りかえなどは届け出を行い、専門的な担当者を配置しているところが多いようですが、まさかそこまで厳しい町並み景観を要求されるわけではないとは思いますが、良好な景観を表彰することができるとありますけれども、

基準ってというのはどこに置いておられるのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。お答えいたします。

建築物等の外壁については、周辺の町並みや自然景観と調和した落ちつきのある一般常識から逸脱しない色彩としておるところでございます。

表彰の基準につきましては、自然の風景や歴史、文化的な風景と調和し、周辺景観及び美しいまちづくりに寄与しているもの等を考えております。このことにつきましては、今後、規則等で定めていきたいと考えております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 例えば、例を挙げてお答え願えればありがたいんですけども、外壁について、やっぱり私たちも見ててちょっと景観にそぐわないなと思っても、本人にしてみれば景観にそぐうかそぐわないかは別として、やっぱ自分の意思で外壁とか塗られると思うんですね。だから、ほしてまた、塗った後じゃないとわからないわけですよ。塗った後じゃないと、その外壁が景観にそぐうかそぐわないかちゅうのはわからないわけですよ。そうすると、それはどういうふうにされるのかなというのが、ちょっと私わからないんですよ。例えば、塗りかえてくれって言ったらまたお金がかかるわけですよ。じゃあ、どうするのかと。もう、俺が好き勝手に塗ったのに、おまえたちが金出すわけじゃないっちゃから、みたいな感じで言われたりした場合ですね。じゃあ、景観条例がこうやって制定されますよと、されましたよと、だから、できれば景観にそぐうような色っていうのを、こういうふうに判断をしますよというふうにした啓発活動を含めた、要するに塗る前に一言じゃないけど、塗る前に、逆に言えば外壁を塗るときには、ある一定の、外国ではないんですけども、届け出をしないと塗りかえはできないよという厳しい要綱まではないような気がしたんですけど、そのところはどういうふうにするのか。せっかく景観条例をつくっても、そしてそういう判断基準を設けていたにしろ、塗るのは本当に皆さん勝手ですのでどうしようかと、それについては、ある程度啓発活動が終わるまでは、担当職員を置いておかないと、非常に厳しいと思われるけども、厳しいからこそこれが5年、10年たった後に町並みの、つくった景観条例が活かされるまちづくりっていうのが、恐らく5年、10年たったときにその結果が出てくるんじゃないかなというふうに思うんですが、そのところはどのようにお考えになっていらっしゃるのかどうか。例えば、ここです、第5条です、事業者の責務として良好な景観の形成について必要な配慮をしなければならないとあるけれども、最低、事業者ぐらいいは、そこを覚えといてもらわないと、例えば「こういう色で塗りたいんだが」と言われたとき、「いや、ちょっとうちの景観条例にそれはちょっと合わないんですよ」とかというような形にならないと思いますし、業者でなくても自分で塗りかえをされる方なんかは、ひょっとしたら全然違う、私たちがこれがいいんだと思う色とは全然違うものを塗られるおそれもあるわけで、その辺のところをどういうふうにして考えておられるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。この条例が可決されますと、4月から、今、議員の申されるように、町民はもとより建築士会、設計事務所、塗装業、そういうところに啓発をしていきたいと考えております。

まず、家を建てる場合は、建築確認申請というのをまずみんな出されますけれども、それ以前に景観条例のほうのやつでうちのほうが認定するというのを添付するようにしております。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。一般的には、業者に頼まれますと思いますが、個人で器用な人は塗装されるかもしれませんけれども、それは個人向けの啓発で広報していきたいと思っております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） これはやはり、私が先ほど質疑を一番最初しましたけど、まさに外国と同じ感じにやっていると、極論を言えばね、それぐらいにもし徹底してするのであれば、私はそれはそれでいいと思うんですね。

しかし、そういう場合も、ある程度、住民への周知徹底の期間っていうのが必要になってくるんじゃないかなと思うんです。やっぱり、法を施行して何年間とか経過措置っていうのを持つと思うんですけれども、附則の中には経過措置もないんですね。やっぱりそういうことを、ある程度理解を得るための時間っていうのをどういうふうにするのか、また啓発をどういうふうな形で、ただ一回流しただけでそれでやろうとしているのか。だから、事業者と、要するにお金を出すのは住民側だから、住民の人たちが納得をしていただくための私たちは啓発活動と、ある一定期間を、猶予期間を置かないと、非常に、私も例えばこれに賛成したとしますよ、私もチラシの中にはそういうことも書きたいなと思います。思いますけれども、啓発活動を一定の期間行う間については、やはりある程度の猶予期間を置かないと、住民の皆さんに周知徹底が図られないんじゃないかなと私思うんですよね。せっかく、でも景観条例を制定する以上、やはり皆さんに守っていただきたいということが、最善の私の希望でもありますので、どうせなら担当責任者をある程度一定期間、雇用していただいて、それに精通しているような人たちで、やはり塗られるところで、今も現在も塗られてるところで、やっぱこれは、ちょっとそぐわないなと思うことについては、次に塗りかえをされるときには、できればこういう色で塗りかえていただきたいという啓発も必要になるんじゃないかなというふうに思うんですね。そのための、やはり経過措置っていうのはある程度持つていかないと、ただ景観条例を制定したんだから、じゃあ守ってくれと一方的に言っても、一方通行にならないように住民の人たちと一緒に、じゃあ、やろうじゃないかというための組織づくりというか、それをどういうふうにお考えになってこれを提案されてるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。この景観条例を制定する前に、まず高鍋町は、平成22年の1月に景観行政団体に移行したんですけれども、この景観計画書をつくるに当たりまして、高鍋町景観計画策定懇談会というのを一般公募、行政職員もおりますけれども、一般公募をして17名でいろいろ景観計画を策定しております。

その中でいろんな意見が出されまして、それをワークショップを5回行っております。そこで、景観計画書を、これで行こうということで、作成いたしまして、平成25年の5月から6月にかけて、一応、パブリックコメントをホームページ上及び窓口については、お知らせで掲載しておりますけど、それで意見を聞いているところでございます。議員のおっしゃるとおり、この景観というのは非常に大事と考えておりますので、一応、ワークショップ、パブリックコメントは実施しておりますが、今後も各町民に浸透するように広報活動に努力していきたいと思っております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩したいと思います。13時から再開いたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

次に、議案第18号平成26年度高鍋町一般会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今期に提案された予算の概要を見ますと、歳入等で、平成25年度補正予算（第6号）でも示されたとおり、国の補正予算に伴い、交付金事業予算が計上されております。26年度予算配分が予想されるものはなかったのか、お伺いします。

また、各種法整備に伴い、若干の予算配分について変更はなかったのか。

町債のうち、庁舎大規模改修などに係る公債費について、これからの国の公共施設等の総合的な管理による老朽化対策の一環であるのか、それとも別の予算配分で行うのか、詳細な説明を求めます。

また、埋却地跡地利用についても、要項などが示されると考えますが、いかがでしょうか。

今年度予算の、新規及び増加した部分についての考え方は、どのようなものか。

国の法律改正などで、軽自動車税などが引き上げられ400万円余の増となっておりますが、ガソリンの高どまり傾向から考えて、もう少し増額するのではないかと考えますが、どうでしょうか。

軽自動車税について、法改正を含め台数の伸びなどはどのように見ているのか。

歳出での特徴で、舞鶴公園周辺整備計画委託に関し、確かに島田圃場が入りましたけれども、具体的に従前の計画を見直すのか、それとも新たに計画策定を行うのか、また、コンサルタントなどへ委託するのか、お伺いします。

高鍋駅舎活用調査計画についても同様でありますけれども、どのような流れで行うのか、個別計画と蚊口地区の再編計画も入っているのか、お伺いします。

障害児保育委託があるが、内容について説明は可能かどうか、お伺いします。

野生鳥獣被害防止対策事業であるが、住民から、猿などではなく新たな対策が必要ではないかとの意見が出ていますが、今まで行ってきた対策のほかに、何か有効な手だてが組み込まれているのか、お伺いします。

まちなかチャレンジショップ予算が増額しているが、具体的にどのような新たなチャレンジを行う予定があるのか、お伺いします。

小丸団地の外壁工事に関し、昨年も聞きましたけれども、ハトなどの鳥被害に関しての対策はどのように行おうとしているのか、具体的な対策はあるのか、お伺いします。

津波ハザードマップ作成がなされるようですが、避難場所もあわせて見直しを図られるのか、お伺いします。

防災行政無線について、総務環境常任委員会で詳細に資料もいただき確認をしているところですが、国の緊急防災減災事業との絡みはあるのか、ただ防衛省からの補助事業のみか、またこの事業には、現在、広域で行っている東児湯消防議会でデジタル化への変更があるが、高機能消防指令センター整備などという項目で配信される情報の広域化及び共有化についてはどのようになるのか、お伺いします。

西都児湯医療センターについて、医師の確保及び救急隊をできる人員確保はできているのか。

家老屋敷について、カヤぶき屋根の補修などについての考え方はどのようなものか、お伺いします。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（壺岐 昌敏君） 政策推進課長。何点かありましたので、まず、政策推進課関係について申し上げたいと思います。

まず、26年度予算配分についてのお尋ねですけれども、国の補正予算において、がんばる地域交付金が創設され、アベノミクス効果の全国への波及が求められる中で、景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が行う、地域活性化に向けた事業に対し交付されることとなります。現時点では、交付金の概要やスキーム、執行スケジュール等が示されている段階で、詳細が判明しておりませんので、積極的な活用を図ってまいりたいと、今の段階では考えております。

次に、がんばる地域交付金に伴う当初予算の配分についてでございますが、現時点では交付額など決定しておりませんので、当初予算編成に当たっての変更は特にございませぬ。

次に、大規模改修などに係る公債費と、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策との関係についてでございますが、総務省が全国の地方自治体に示す平成26年度の地方財政対策の中において、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策の推進という新たな取り組みがござっております。これは、公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、最適な配置を実現するための取り組みでありまして、計画に基づく施設の除去等に対して地方債が認められるもので、庁舎大規模改修事業などとは別のものということになります。

それと、今年度予算の新規、増加した部分についてということですが、町長の施政方針、国の施策等に基づき新規事業に取り組むとともに、継続事業においては、平成25年度実績見込みから事業量の増加が見込まれるものや、重点的に取り組まなければならない事業等については予算額を増額するなど、選択と集中という観点から、予算編成を行ったところでございます。

それと、舞鶴公園周辺整備計画の関係でございますが、舞鶴公園周辺整備計画の委託についてでございます。平成25年度において、平成4年3月に策定された舞鶴公園整備基本計画全体を見直したところでございます。平成26年度においては、島田圃場跡地部分を観光交流拠点施設として整備するための詳細な計画の策定を行うこととしております。また、詳細な計画を策定するため、専門的な知識、技術等が必要となるためコンサルに委託することとしております。

それと、最後ですが、高鍋駅舎の関係でございますが、高鍋駅舎の活用計画につきましては、現在、買い取る方向でJR側に計画協議書を提出している段階ですが、JR側との協議を進めていく上で、改修箇所や改修内容など、具体的な計画が必要なことから、今回、駅舎の活用策も含めた整備計画を策定することとしたものでございます。

また、計画策定に当たりましては、高鍋駅を利用する方々、また地元住民の方々の意見を取り入れながら、策定を進めていきたいと考えておりますが、あくまでも駅舎の整備計画であり、地元、蛇口地区の再編計画などを含むものではございません。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。当産業振興課が関連する3点ほどの御質疑だったと思います。

まず、埋却地の跡地利用についてお答えいたします。埋却地の再生につきましては、県で制定されました口蹄疫埋却地再生活用対策事業実施要領に基づいて、再整備を実施しているものですが、埋却地のうち私有地以外の公社所有地につきましては、その利活用、売り渡しの考え方としましては、優良農地として利活用される地元の農家、法人への売り渡しを基本としておりまして、跡地利用に関しての町の要綱を制定するものではございません。

それから、3点目でしたが、まちなかチャレンジショップ事業補助金に関しまして、商店街に点在する空き店舗の有効活用を図るために、空き店舗を活用し新たに事業を行うも

のに対しまして、家賃及び店舗改装費の一部を2年間を限度として補助をするものでございます。平成25年度から新たに補助を開始した3店舗の家賃補助及び平成26年度新規出店2件分を見込みまして、今回、予算計上させてもらったところでございます。

それから、2点目でございました野生鳥獣被害の対策なんですけれども、もちろん猿もそうなんですけれども、これまではイノシシ、特にイノシシとか鹿ですね、こちらのほうにつきましての対策ということで、御存じのとおり、電柵に関しての対策事業をしております。今年も、予算につきましては、電柵の設置に対しまして補助金のほかに、鳥獣行政の事務費として賃金を計上させてもらっておりまして、有害鳥獣アドバイザーとして、収穫残渣の撤去、それから除草などによる侵入防止帯の作成、これらの推進をするなどの管理面における指導、これを行うことで鳥獣被害対策に努めたいと考えております。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 税務課長。軽自動車税についてでございますけれども、軽自動車税につきましては、毎年微増をしております。特に25年度中における乗用型の伸びが600台と急増して、前年度予算に対しまして400万円余りの増となっております。法改正により27年度分からの軽自動車税が引き上げられることとなりますけれども、ガソリンの高どまりが続いておりますので、自動車税や燃費から見ても、軽自動車税につきましては、600台というのはないかもしれませんけれども、引き続き伸びるものというふうに予想しております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。健康福祉課関連2点についてお答えいたします。

まず、障害児保育の委託についてでございますが、これにつきましては私立保育所における障害児保育事業を推進するため、私立保育所に従事する保育士の雇用に要する経費の一部助成を行うことによりまして、障害児保育の充実及び障害児福祉の向上を図ることを目的とするものでございます。

内容につきましては、特別児童扶養手当受給に該当する障害児及び療育手帳A等級または身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている児童を保育するときに月額7万円を、療育手帳A等級以外または身体障害者手帳1級、2級以外の交付を受けている児童及び専門医または専門機関の証明に基づき、町長が障害を有すると認めた児童を保育するときに、月額3万5,000円を当該保育所に交付するものでございます。

次に、西都児湯医療センターの運営についてでございますが、外科系の外来、入院の受け入れにつきましては、前年同様、宮崎大学病院、地元医師会及び児湯医師会の御協力によりまして、24時間体制で対応を行っているところでございます。

内科系につきましては、新田原基地医務官の応援をいただきまして、毎週金曜日のみ夜間外来診療を実施しておりますが、入院は内科常勤医師不在のために対応ができない状況

であります。しかしながら、本年4月1日から宮崎大学医学部から常勤医師1名の派遣が決定していることから、外来・入院患者の受け入れが可能というふう聞いておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。小丸団地のハトなどの鳥被害対策についてでございますが、小丸団地のハトなどの鳥被害対策につきましては、外壁工事とあわせて行っております。対策方法は、外壁等にフックを設置し、それに鳥対策用のネットを設置するものでございます。階段など共同部につきましては、町でネットを設置しますが、ベランダなど個人管理の部分につきましては、入居者のほうに対応していただくこととなっております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。ハザードマップの件でございますけれども、現在取り組んでおります高鍋町地域防災計画改定作業の中で、避難場所の見直しを行うことにしております。これらの情報と、津波避難ビルの情報を盛り込んだマップを作成するというところで考えております。

次に、防災無線関係でございますけれども、国の緊急防災・減災事業は東日本大震災を教訓といたしまして、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災等のための事業のうち、住民の避難、行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりに資する地方単独事業が対象とされております。

本町の防災行政無線放送施設整備事業につきましては、防衛省の補助を受けて実施いたしております関係上、緊急防災・減災事業との関連はないということになります。

また、東児湯消防組合の消防救急デジタル無線と、現在整備中の本町同報系防災行政無線との情報広域化、共有化についてでございますけれども、使用します周波数帯に違いがあります関係から、広域化、共有化の関連はないということになります。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（中里 祐二君） 社会教育課長。家老屋敷のカヤぶき屋根の補修についての御質疑についてですが、一般的にカヤぶきの寿命というのが15年から20年とされているようです。家老屋敷が平成7年に開設をしておりますので18年が経過をしております。改修につきましては、今後、長期計画に計上してカヤぶき等の改修を進めていく考えてございます。

今回の改修である55万円につきましては、雨漏りが出始めてきましたので、それに対応する特殊なテントを設置するというものです。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） がんばる地域交付金について、再度、ちょっとお伺いしときますが、具体的にどのような内容があるのかということは、各課には通してあるんでしょうか。そこを再確認をさせていただきたいと思います。

それと、舞鶴公園の周辺整備計画委託に関してですよね、また、コンサルタントなどに委託するのちゅうことで、委託するという答弁があったと思います。これは、私は、コンサルタント、あそこは水が出る関係で、その水も、出る水を利用した関係も、ぜひ、コンサルタントのわかってらっしゃる方じゃないと計画がなかなか実行されないと思うんですね。そして、これ平成4年にあります舞鶴公園周辺整備計画、これはまだそのまんま引き続き残るのか、総合的に見直すということで住民の方から、三層やぐらを含めて舞鶴公園は木が生い茂っている、なかなか見通しがきかないということも含めて、舞鶴公園の整備については、非常に住民の皆さんから、どういうふうにするんだろうかということが気にかかっているところがございますので、どういう専門家を使っていくのかということがコンサルタントで、ちょっと私もわからないんですけども、どういうふうに推移していくのか、流れを、流れだけちょっとお伺いしたいと思います。

それから、高鍋駅舎の活用調査計画についてということで、蚊口の再編計画も入っているのかと、地域住民の意見は聞けけれども、蚊口の皆さんの意見は聞けけれども、蚊口の再編計画とは全然関係のないものだというふうに答弁がありましたけれども、蚊口の皆さんから、こういう意見が出てるんですよ。駅舎を利用した、デイサービスに近いような形のいろんなものできないのか、やはり、あそこをそういうものに活用できないのかという意見なんかも出てるんですね。だから確かに私は、できなくはないかもしれないけども、その方たちには狭いということがまず一つありますよねと、だけど、でも狭いって言うても近所のお店やらもいろんなこと総合的に考えたら何か方法があるんじゃないかという意見もちょっと出された部分があったんですよ。じゃあ、誰が具体的にそこを引き受けてしていただけるんでしょうかね、という話をしたら、蚊口の学習等共用施設と同じで、蚊口地区の自治公民館にお願いしたらいいんじゃないかというお話が、ちょっと出てきた部分があったんですよ。だから私は、確かに、でも皆さんがやる気があるのであれば、それは蚊口の自治公民館から、そういう要望を提出されたらどうでしょうかというお話はしておきました。また、そして、蚊口地区には空き家がいっぱいありますので、これと高鍋駅舎の活用計画についてというのは全然関係がないんですよ、ということは申し上げたんですけども、蚊口の住民のために何かなるような場所にできんじやろうかというふうに、私も言われましたので、なかなかそれはできないでしょうねというふうにお答えはしたんですけども、やっぱり蚊口の皆さんの、この蚊口の駅の活用についての期待感が大きいだけに、地域の皆さんが何か利用できるような方向性っていうのが見られるのかどうか、これも調査を委託してみて、どのようになるのかちゅうのを、みんなの意見を聞いてみないと何ともわからないところかもしれませんが、考え方の方向性としては、蚊口の駅だけのあれでどういうふうにご利用すると、利用できるようにしていくというふうな感じ

が、もう一度、再度そこのところに詳しく答弁をしていただきたいと思います。

障害児保育委託について一つ確認だけしておきたいと思います。これは今年度のみなのか、それともずっと引き続いて出していただくのか、いろいろ障害の程度によつての拠出金額というのが決められているということで答弁がありましたけれども、やはり障害を持っている子供さんを持っていらっしゃる親の方から、やはりこれは、誰かが預けたときに予算化という形ではなく、いろんな将来的なことの希望に関して、できれば毎年少しずつでも、別途、その障害の程度に応じてするのではなく、別途、そのいろんな形でしていただけないかと、だから延長保育も含めてですね、していただけないかという要望があったんですけど、そういうことには細目で対応ができるのかどうかということ、ここは、再度聞きたいと思います。

それと、西都児湯医療センターについてですね。これは常勤の医師ができるということなんですけれども、あそこは24時間対応できるんですけど、それに対応できる医師の確保ということによろしいのでしょうか、再度お答え願いたいと思います。

家老屋敷についてですね、私がこのような質疑をした一番大きな理由というのは、確かに15年から20年耐用年数があるということだったんですけども、やはり今、いろんな遺産の、世界遺産とか、遺産の指定を受けているところでも、このカヤぶき屋根の改修については非常に厳しい、そして金銭的にもすごくかかるというお話を聞いている状況なんですね。あそこは、一番最初は2億円かかっているんですよ。だから、そういうことを考えたときに、じゃあ、あそこを総合的にどうしていくのか、やっぱりカヤぶきにするのか、今度改修を行うけれども、やっぱりそれに匹敵するようなもので行うのか、まあ、半永久的なものって言ったらかおかしいんですけど、そういうものにするのかっていうのは、早く、これ協議を始めていかないと、非常に、私はその場しのぎの、こういう補修事業とかをやっても、恐らく20年が経過した、雨漏りがする、もうあそこはあけられないっていうそういう状況になるのか、その辺のところを、どういう調査活動をしていくのかというところを、再度お答えをお願いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（峯崎 昌敏君） 政策推進課長。何点かありましたので、まず、がんばる交付金の関係ですけども、先ほど申しましたとおり、概要、スキーム等が示された段階です。これから詳細が参ると思いますので、その段階で各課にはおろし、吸い上げていきたいと考えております。

それと、島田圃場跡地の設計ということで、一応、今の段階、コンサルを考えておりますけども、先ほどおっしゃったとおり、湧水等がありますので、そこら辺につきましても、当然、今回の業務の中に地質調査なりも含めておりますので、具体的な調査を含めた上で計画を練っていきたくて考えております。

それと舞鶴公園の、その整備計画ということで、今回、舞鶴公園整備基本計画というのがあります。島田圃場はその公園の区域の中に入っておりませんでしたので、公園とし

での位置づけではないんですけれども、舞鶴公園周辺一帯と考えたもので、今回、島田圃場という位置づけをしておりますので、公園の整備計画も若干の変更はあっておりますけれども、それ自体、また今後、公表なりしていくものと思います。

それと、最後の駅舎の関係ですけれども、いろいろ御意見をお聞かせいただいたところなんですけれども、あくまでも今の段階では、駅舎をどう活用していくかという整備計画を考えていきたいと思っておりますので、これから、利用者あるいは地元の方々との意見も伺ってきたいと思っておりますので、その中で、そういういろんな具体的なものが出てくると思っておりますので、その段階でまた検討をしていきたいと考えております。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。障害児保育についてお答えいたしますが、現在、町立わかば保育園に1園しか、民営化の関係で1園しか残っておりませんが、比較的町立わかば保育園のほうに、障害を有した園児が集まる傾向がここ数年ずっと続いておりまして、これを解消するっていうか、機会を均等に措置していただくように、町内の私立保育園に補助をすることによりまして、その受け入れを、民間の私立保育園についても措置をお願いするための条件整備という形で、今回、委託を行ったところでございます。したがって、そういう私立保育園の運営に対する一部助成でありますので、園児そのものに対する助成というふうにはいきませんので、それは御理解を願いたいと思っております。

続きまして、西都児湯医療センターの運営についてでございますが、昨年2月に内科医が退職をされまして、内科医がずっと不在になっておった関係で、入院に関する診療ができなかったために、こういった状況が続いておったところでございます。昨年の秋口ぐらいから新田原のほうの医務官の御協力を得まして、当直、金曜日のみを内科受診を行っておるところでございますが、ようやく今年の4月1日から、宮崎大学のほうから医師の確保が、めどが立ったということで、入院、外来についても対応ができることというふう聞いておるところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）済いません。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。医療体制が整う分については、随時4月1日からやっていきたいというふうに考えているというふうに聞いているところでございます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（中里 祐二君） 社会教育課長。家老屋敷のカヤぶきの件ですが、今のところ調査をやっておる段階のどこなんです、あのカヤの材料だけで650万円程度かかると、またこれを集めるのに、現在、カヤぶきの数が少ないということで、カヤを、現在の家老屋敷に相当するようなカヤを集めるのには数年はかかるということです。工事に、

また1年がかかりますので長ければ4年ぐらいかかるということで、現在のところ調査をしております。実は、県の博物館の敷地内にもカヤぶきの屋敷がございますが、今、県のほうも同様に雨漏りがしているということで、今回、当初予算で計上していますのと同じようなテントを張る形で、今、対応をしております、県のほうも難しい状況だということです。今後、このカヤぶきにつきましては町の文化財調査委員会に諮りながら計画をしていくこと、また、県のほうともいろいろ協議を行いながら、どういうふうにしていくのかということ協議していきたいと思っております。

○議長（山本 隆俊） ほかに、質疑はありませんか。6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。3点ほど伺いたいと思います。まず、最初に産業振興課に伺いたいと思います。

現在、花守山事業が推進されておりますが、この事業区域内に、公有財産があるのか、あるとすれば普通財産なのか、行政財産なのか、産業振興課としてどのような認識を持っておられるか、それと、石仏ですかね、大使くんとか言われておりますが、大使くん、あれは違うか、まあ石仏でしょう。これは、県の観光遺産に指定されておるということですが、高鍋町としてはこの指定をするために申請をする段階でどのような関係を持っておられたのか、まずそこを1問目として伺いたい。

次は、建設課。これ債権管理条例に関係するものですが、町営住宅の住居者に対する連帯保証人が義務づけられております。この連帯保証人のチェックはどのように行われているのか。

次は、税務課に伺いますが、めいりんの里に貸付金が、返還が今年度も600万円計上されておりますが、これが滞納をして、支払不能となった場合においては、その債権管理条例に基づいてどのような手続がなされ、最終的にはどのような処置が行われるのか、まず伺いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。町営住宅の連帯保証人の関係でございますが、今回、議員が申されたように、債権管理条例が制定されまして、入居者はもとより、保証人のほうに、御案内を申し上げたところでございます。今回の送付につきましては、入所者から提出された連帯保証人に送付をさしていただいております。連帯保証人が亡くなっているかどうかの確認までは行っておりませんでした。そのことにより、今回、連帯保証人の関係者から、亡くなっている旨の連絡が来ております。これを機に入居者へ連帯保証人の変更をしていただくよう指導していき、また町としても確認をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。花守山は現在整備等やっておりますけども、あの近辺に公有財産があるかと言われますと、古墳がもちろん県の財産でございます

が、それ以外のものについては、ちょっと把握をいたしておりません。それと、石仏、あそこ石仏がその県の観光遺産になったということなんですけども、町自体がその申請をして云々ということでもございませんので、そのあたりについては明確に、その細部のものについてはわかりかねます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 税務課長。先ほど、めいりんの里の貸付金について税務課に答弁をお願いしますということで、質問がございましたけれども、債権管理条例につきましては、各課が担当しております債権について、しかるべき処置がとれるような条文を共有して保持するというようにしております。当然、この貸付金につきましては、税ではございませんので、担当課が滞納があった場合については、債権条例にのっとって、しかるべき措置がとられることであろうというふうに思っております。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。住宅使用料に関する答弁がありましたけども、まあ、課長が答えられました、お知らせをした段階において問い合わせがあり苦情があったということですね。そうじゃないですか。実は、私の父親がある人間の保証人になっておるんですよ。御存じのとおり、十七、八年前に死んだんですよ。それで、今回のお知らせの段階で、おやじ宛に、債権管理条例に基づいて延滞金も徴収しますよと、来たんですよ。だからまあ、この住居しておる者は、多分一度も滞納してないから滞納しておられる居住者の方にはチェックが行き届いておったと思うんですけど、まあ、していないからわからなかったということであろうと思いますけども、やっぱり、条例が制定された以上は厳密に連帯保証人のチェックは今後重々していくべきであろうと思います。

それで、産業振興課の答弁に関してですが、これ、石仏の所有者は誰なんですかね。まず、それを伺いたいと思います。それで、あれを見る限りですね、あの石仏を。明らかに県有財産である文化財保護された古墳ですよ。それが明らかに誰の目に見ても侵害されておるという状況がありますが、産業振興課としては、どのように考えておられるのか。侵害しておるのかしてないのかという判断は、どうされておるのか。もとより、その社会教育課というか、教育委員会の所管でありますけども、この文化財保護に関しては。まず事業をやっておる主管課として産業振興課の見解を伺いたい。

それと、貸付金の問題ですが、税務課長の答弁では主管課にやってくれということでもありますから、2問目とすれば産業振興課に伺いたいと思います。これは、債権管理条例の中においては、多分、私の認識では私債権であろうと思うのです。私債権の段階は、1月1日に施行された条例において明確に書いてあるんですよ、多分、多分じゃない、我々が12月に審査したんじゃないから、書いてあるんですよ。と、最終的には町長の判断において、処理ができるというふうにあると思うんですが、最終的に放棄ができるということだろうと思うんですね。間違いないか、お答えください。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。花守山の石仏に関しましても、花守山全体の土地と同様に個人の方から観光協会のほうに渡されたものだという判断しております。

それと、古墳との絡みでしょうけれども、以前から確かにああいう状況であったのも存じあげておりますし、今見ましても、どこのあたりが境界なのかというの、私どもははっきり明確にできておりません。そのあたりを、ですから、今、古墳の担当のほうといろいろ協議をさしてもらっている状況だろうと思っております。

それと、めいりんの里の債権の部分ですけども、先日の全員協議会の中でも同様の御質問ありましたのでお答えしたんですけども、決して、その債権を、今のところ債権を放棄するというものでもございませんので、その履行期限の延長とか、納付方法の変更、これを先ほども税務課長も申しあげました町の債権管理条例に基づいた施行令と同様に、施行令にのっとった形で処理をさしていただくこととなります。

先日も申しあげましたように、少なくとも、少しづつでも必ず貸付金についても返却をしてもらうということを前提に、めいりんの里の管理をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。その貸付金の問題ですが、想定で滞納も放棄しなきゃならないという状況になった場合、私の考えではならないように努力すると、今言われましたけれども、なった場合においては利益相反行為に当たると私は思うのですが、その辺の見解はどんなものでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。確かに貸付金を貸し付けるときにそういう問題等があることを予測しながら、社長といいましょうか、契約についての相手方を社長代理ということで契約をさしてもらった経緯がございます。その辺を覚えておりますし、今から先、先ほども申しあげましたけれども、あくまでもそういう問題も発生しますから、少なくとも、少しづつでも期限延長なり、なんなりをした方法を取りながら納めさしてもらおうと、納めさせるという方向で必ず進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 隆俊） ほかに、質疑はありませんか。13番、永友良和議員。

○13番（永友 良和君） 13番。1点だけ簡単な質問なんですけど、産業振興課にお伺いします。青年就農給付金なんですけど、25年度に比べてですね、これ県、国なんですけど、倍の1,350万円になってるんですけど、倍になった理由はお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。間違いなく、応募者の方が多かったというところでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、議案第19号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 繰越金の残高予想について8,000万円と答弁がありましたけれども、当初、基金から入れて補正予算でも質疑を行いましたけれども、保険税を抑えようとされていると思うんですけども、繰越金を、当初、全額に近いほど入れるほうが私はよいと考えますけど、いかがお考えでしょうか。

また、今年度の医療費の伸びは何%にされたのか、お伺いします。

新たに、30歳と35歳の健診が予定されているようですが、なぜ30歳、35歳と限定されたのかその理由を答弁していただきたいと思います。

また、特定健診率の予定は何%とされているか、特定健診の効果はどのような形で出るとお考えなのか、お伺いします。

低所得者への保険税対応はどのような考え方で臨まれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。

まず、繰越金をほぼ全額当初予算に入れることについてでございますが、現段階では交付金や医療費等の不確定要素が多く、見込み額からの減少も考えられるため確実な基金から繰り入れをし、保険税率を据え置く前提での予算編成を行ったところでございます。

次に、医療費の伸びについてでございますが、例年並みの5%としておるところでございます。

次に、健診を30歳と35歳に限定したことについてでございますが、現在実施しております特定健診は40歳以上が対象でございます。健診は毎年受診が望ましく、若年層からの健診の意識づけが重要ではありますが、節目の年齢として健康を考えてもらうべく30歳及び35歳を対象とした受診勧奨を行うものでございます。

次に、特定健診の受診率についてでございますが、平成26年度の目標値は50%となっております。また、その効果につきましては、定期的な健診による病気の早期発見が重症化予防になるものと考えておるところでございます。

次に、低所得者への保険税対応でございますが、制度改正により、保険税の2割軽減及び5割軽減の拡大が予定されております。この制度改正に準じて、高鍋町国民健康保険税条例を改正し、対応してまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 1点だけですね、新たに健診を30歳と35歳にした理由というのが述べられましたけれども、またこれは特別委員会もありますのでそこでは詳しく聞きたいと、私も提案したいと思うんですけども、やはり、今の成人病と言われるもので

すね、そういうものになるには、小さいころからの食育を含めた形でのいろんな健診活動がね、望ましいのではないかと、だから30歳と35歳ということで、私はできればもう少し早い段階での健診というのも必要なんじゃないかなというふうに思うわけですね。そうすると、例えば国民健康保険に入っておられる方が少ないのかもしれないけれども、そういった形である程度40歳以上でなくて、ほんとに前の段階で予防という形で食事の問題とかいろんな問題を提案されたほうが、よりよい健康の増進になるんじゃないかなというふうに、ちょっと思ったもんですから、そういう、これを提案するときに、そういったことが検討されなかったのかどうか、そこだけ再確認をしておきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 暫く休憩します。

午後1時48分休憩

午後1時50分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。特定健診が40歳からという形で対象になっております今現在の特定健診の状況を見てみますと、40歳になった時点では、もう既に重症化をしている方々も中にはいらっしゃるということで、その前の30歳、35歳、いわゆる節目の健診という形で検討を行ったところです。少しでも若いときから健康意識を高めるためにその前段として30歳、35歳を検討した結果、こういう形で今回御提案を申し上げているところございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、議案第20号平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） どのような理由で医療費が伸びると考えておられるのか、そこだけ伺います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） お答えいたします。

医療費の伸びの理由についてでございますが、これはひとつに、高齢者社会の進展に伴う被保険者数の増加及び医療の高度化によるものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） あの、医療の高度化というのは、数が上がるっていうのは当然医療費が上がるのは理解できるんですね。医療費は、医療の技術の高度化っていうのは、

年々確かに上がってきていると思うんですけども、現在でもかなりいいところまで来ているから、これ以上どこが高度化するのかというのがちょっと理解できなんですけど、そのことについて、わかればお答え願いたいと思います。まあ、詳しいことだから、後、特別委員会で答えますということであれば、それはそれでいいと思いますが、高度化になる理由、高度化ていつも答えられると、確かに高度化はしてきているけど去年とどんげ変わりがあるとかなあと、どの辺がこう高度化になってきているのかというところが、例えば薬についても、新たに厚生労働省で認められる薬とかも出てくると思うんですね。でも今、後発製のほうに変えてほしいとかいうこともありますので、単なる数で、数が多くなるから医療費が伸びるんですよというところで終わってれば、私もこういう第2回の質疑はしないんですけども、数じゃなくて医療の高度化となると今でも心臓疾患とかそういうものとかがあれば、当然、脳疾患、心臓疾患があれば、当然高い。今、血液、循環器系のものがあれば当然医療費は高くなるというのはわかってるんですけども、それ以外にどのような高度化っていうのがあるのかなというのはいちよつとわからない部分がありますので、そこだけお答え願いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） お答えいたします。

最近の高額医療の状況等を見てもみると、特に心臓の疾患でありますとか、くも膜下出血、脳疾患によります、状況でありますとか、通常でありましたら、数年前でありましたら、お亡くなりになっていたような状況の方々が、やっぱり医療の高度化等々の理由によりまして、延命されているような状況等が、実際レセプトあたりから分析してみますとそういう状況が出ております。今後、そういった形の中ではいろんな、今、IPS細胞を利用した医療の状況等もマスコミ等で伝えられておりますが、こういったことがさらに今後進められて、研究の後に、実用化されていくのではないのかというふうに思って、そういう面の医療の高度化という形で御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、議案第21号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 公共下水道費の伸びがありますけれども、どのような要因があるのか、また国の特別枠の下水道関係予算は、ないのかどうか検討されたのか、お伺いをいたします。

消費税増税に伴い、節約を余儀なくされる町民は、水道などの使用料を抑える、結局、水道の使用料ということは下水道の使用料に匹敵しますので、その関係で聞いております。使用料についての動向は、どのようなお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。お答えいたします。

公共下水道費の伸びにつきましては、浄化センターの電気機械設備工事委託と全体計画見直しの業務に伴うものでございます。

次に、国の下水道関係予算につきましては、社会資本整備交付金の通常事業では、予算の配分率が低いと、下水道施設の老朽化の点検、調査、改築事業等に重点を置き、予算枠の有利な防災・安全交付金により、浄化センター設備工事の要望を行っております。

次に、消費税増税に伴う使用料の動向につきましては、標準一般家庭、2カ月で水道使用量が、40トンの場合でございますけれども、水道が年間で1,080円、下水道が年間834円の増となります。節水等につきましては、日ごろより心がけておられますのでライフラインである上下水道の使用トン数につきましては、さほど影響は出ないのではないかと考えております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。ここで、暫く休憩したいと思います。2時10分から再開したいと思います。

午後1時55分休憩

.....
午後2時10分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

次に、議案第22号平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） あともう少しですのでおつき合ください。

認定審査会について減額となっておりますけれども、審査する人数が減少しているのか、それともほかの要因があるのか、お伺いします。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。

介護認定審査会委員報酬の減額につきましては、祝日等による審査会の開催回数が減ることによる減額及び研修会等への出席に伴う報酬額の見直しによる減額でございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第23号平成26年度高鍋町介護保険特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。再来年から大幅な見直しがありますけれども、それに備え

て何か対処策を講じるのかどうか、特に要支援1、2について町単独事業となる準備及び地域で支え合う総合的な地域づくりについて予算枠がないようですが、どのようなお考えで臨むのか、お伺いします。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。

介護保険制度につきましては、今後、大幅な制度改正が行われる予定となっております。そのうち、来年度から実施されるものにつきましては、消費税率引き上げに対応するために行われます介護報酬の改定及び区分支給限度基準額の見直しでございます。この2点につきましては介護保険システム改修で対応することとしておるところでございます。

要支援者に対する新しい総合事業につきましては、平成27年度から開始されまして、平成29年4月までに全ての保険者が事業開始することとなります。

国は市町村による事業の円滑な実施を推進するため、介護保険法に基づく指針を策定する予定でありますので、今後、示される指針に基づきまして、第6期高鍋町介護保険事業計画策定委員会で検討をしておりますところでございます。なお、策定費用としまして167万5,000円を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第24号平成26年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 昨年並みの予算ですけれども、変化はないものと判断しての提案であるかどうか、お伺いします。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。毎年、日照りとか雨続きとかといった気候の変動によって水の使用水量というものが変わってまいります。そのため、最低限歳入として見込める金額を収入額として予算編成をさせていただいたところでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議題25号平成26年度高鍋町水道事業会計予算について質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 老瀬の浄水場について、これからの見通しはどうなっていくのか、お伺いします。

水道使用料について詳細な資料は特別委員会でお願ひしたいと思いますが、2カ月を基本料金で済んでいる世帯、どのくらいあるのかどうか、お願ひしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。老瀬浄水場につきましては、昭和45年に供用を開始し、現在に至っております。今後、施設の老朽化の進行を考慮し改修計画を策定していきたいと考えております。

次に、2カ月を基本料金で生活される世帯数であります。給水区域内におきましては約2,700世帯ほどございます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

以上で総括質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第7号から議案第15号、議案第17号から議案第18号及び請願第2号の12件につきましては、御手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号から議案第15号、議案第17号から議案第18号及び請願第2号の12件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第16号及び議案第19号から議案第25号までの8件につきましては、議長を除く14名をもって構成する特別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号及び議案第19号から議案第25号までの8件につきましては、議長を除く14名をもって構成する特別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

正副委員長の互選を行いますので、第3会議室にお集まりください。

午後2時15分休憩

.....

午後2時20分再開

○議長（山本 隆俊） 再開いたします。先ほどの特別会計等予算及び条例審査特別委員会の設置に伴いまして、正副委員長の互選が行われましたので、結果について報告いたします。

特別会計等予算及び条例審査特別委員会の委員長に柏木忠典議員、同副委員長に青木善明議員がそれぞれ互選されました。

○議長（山本 隆俊） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時 20 分散会
